

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R1-31)

施策名	目標6-3 国際協調による取組					
施策の概要	化学物質関係の各条約(POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)、PIC条約(国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約)、水銀に関する水俣条約に関連する国内施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。					
達成すべき目標	化学物質関連条約に関する施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携を図り、化学物質による環境リスクを低減させる。また、我が国の汚染状況をモニタリングするとともに、東アジア地域を対象とした化学物質対策に係る国際協力により、有害化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	604	740	769	783
		補正予算(b)	▲1	▲4	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	603	736	769	-
執行額(百万円)	558	720	750	-		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	①POPs条約に基づく化学物質モニタリングの進捗度 (一般環境中の測定を行っているPOPs条約対象及び候補物質群数)	基準値	実績値					目標値	達成
			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
		-	16	16	14	20	13	-	×
	年度ごとの目標値	-	12	12	16	16	16	13	
	②途上国等の水銀対策に係るプロジェクトを形成・支援した数(累積)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
		-	0	2	4	5	7	-	×
	年度ごとの目標	-	0	2	4	6	8	-	
	③GHSに基づく環境有害危険性分類を実施した分類物質数(再分類を含む)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
年度		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R3年度		
-		180	177	150	172	144	180	-	
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  (判断根拠)  ①POPs条約の有効性評価に資するため、モニタリング調査を実施している。令和元年度は、測定したPOPs条約対象物質及び候補物質数の実績値が、選定要件より設定した目標値を下回っている。これは測定する物質を減らしたものによるが、多方、媒体は増やしている。 ②水銀対策について、環境省と国連環境計画アジア太平洋事務所が主導し、水俣市と協働して日本の知見を活かした水俣条約実施推進プロジェクトを開始し、アジア太平洋地域諸国の水銀対策の向上、ひいては条約の実施・遵守の推進を支援。その他の案件形成も進んでいるが、国際機関側及び新型コロナウイルス感染症拡大の影響による準備遅れのため、計上は次年度以降となる見込み。 ③化審法、化管法等においてリスクが懸念されている物質について、GHS(Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals; 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム)に基づく環境危険有害性の分類を着実に実施した。
	施策の分析	①POPs条約の有効性評価に資するため、国内実施計画に基づき国内のモニタリングを行い、目標とした候補物質群数を下回ったが調査媒体を増やした。また、東アジア地域におけるPOPsモニタリングを実施し、各国との協力体制の構築に貢献した。 ②水銀実態調査の実施、日本の水銀対策技術の国際展開等を通じた水銀に関する水俣条約の効果的な実施に向けた各国との連携を進めた。 ③GHSに基づく環境危険有害性の分類(再分類を含む)を行い、GHSに基づく事業者のラベル表示・SDS(安全データシート)作成を支援した。

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b>          ①POPs条約の対象物質の増加に対応しつつ、条約の内容に照らし、条約事務局に提出する有効性評価及び国内の汚染状況の把握のため、POPsモニタリングを今後も継続して行う。          ②我が国が持つ技術・知見等のリソースの把握・活用を進め、各国に対する水銀に関する水俣条約の締結促進並びに、自国の実態評価及び対策の実施の推進に資する取組を国際機関等とも連携して行う。          ③国連GHS文書は2年毎に改定されているところ、常に最新の分類基準に基づいたGHS分類を今後も継続して行う。  <b>【測定指標】</b>          ①今後も引き続き、「化学物質環境実態調査のあり方について」の調査対象物質選定要件に基づいて残留状況を測定する物質数を指標とする。          ②相手国の内部手続、我が国との会計年度の違い、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により案件形成のタイミングがずれるケースもあるが、世界の水銀対策を推進する目的から、今後も引き続き、「途上国等の水銀対策に係るプロジェクトを形成・支援した数」を指標とする。          ③今後も引き続き、最新の情報に基づきGHS分類(再分類を含む)を実施した物質数を指標とする。</p>				
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>①POPs条約対応のため、「POPsモニタリング検討会」、「新規POPs等研究会」を実施し、その検討結果を取組に反映させている。          ①SAICM国内実施計画に基づき、「化学物質と環境に関する政策対話」を実施し、学識経験者、市民、事業者、行政学識経験者等の様々な主体による意見交換を行っている。          ②水銀に関する水俣条約については、水銀モニタリングに関する国内検討会を通して、条約の効果的な実施に向けた知見のインプットを行っているほか、途上国向けのワークショップにおいて有識者による講義を取り入れている。          ③GHS分類に関して、毎年国連で開催されているGHSに関する会合に参加した学識経験者から最新の情報を入手し、取組に反映させている。</p>				
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>①「化学物質環境実態調査のあり方について」(中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会(第15回)資料2-6)          令和元年度化学物質環境実態調査の進捗状況(中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会(第25回)資料2-3)</p>				
<p>担当部局名</p>	<p>環境安全課・環境保健企画管理課水銀対策推進室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>環境安全課長 太田 志津子 水銀対策推進室長 須田 恵理子</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和2年9月</p>